

# 江東 ひがし

◎令和8年度

税制改正大綱…… 2、3



すみだ 北斎美術館蔵

(画像提供：すみだ北斎美術館/DNPartcom)

## 浮世絵

葛飾北斎

### 『摂州阿治川口天保山』

(せつしゅうあじがわぐちてんぽうざん)

この図は、葛飾北斎筆の大判錦絵『諸国名橋奇覧』(しょこくめいきょうきらん)のうちの1枚。全国の有名な橋や、当時は存在しないが物語などで伝わる橋を描いたシリーズで、11図が確認されている。この図は、天保5年(1834年)頃の作品。

天保山(大阪市港区)は天保2、3年に大坂の河川交通の要所であった阿治川(現在の安治川)底を浚(さら)った土砂で築かれた人工の山である。山の全景を描いており、橋を主題とする本シリーズでは異色の作品。地誌の『天保山名所図会』には「橋数十一箇所」とある。また、昇平橋、末広橋、万年橋などが有名であったとあるが、本図に描かれている橋は二つだけである。

本図の色使いで特に目を引くのは「北斎ブルー」と呼ばれる深い藍色。川面や空に使われているこの色が、見る者に清涼感と広がりを感じさせ、山肌の緑や桜の薄いピンクと絶妙なコントラストを生み出している。

川辺には小さな舟が浮かび、山の周囲には小さな家や人々が描かれ、日常の営みが垣間見える。この描写は、ただの景色でなく、その場所に生きる人々の物語を伝えている。

# 令和8年度 税制改正大綱 — 法人会の税制改正提言 —

## 中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充！

### 特例承継計画の提出期限も延長される！

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

### 法人税関係

**■少額減価償却資産の特例**  
中小企業等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

**■特定生産性向上設備等投資促進税制の創設**  
生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。(※取得価額の合計が中小企業で5億円以上)

**■賃上げ税制**  
①大企業向け 令和8年3月31日まで廃止されます。  
②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引き上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合には15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止

されます。  
③中小企業向け 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

### 所得税・住民税関係

**■基礎控除等の改正**  
①基礎控除及び給与所得控除 基礎控除104万円と給与所得控除74万円を合わせて、給与所得者であれば収入178万円までは、所得税がかからなくなりました。収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

給与収入	基礎控除
665万円以下	104万円
850万円以下	67万円
2,545万円以下	62万円
2,595万円以下	48万円
2,645万円以下	32万円
2,695万円以下	16万円
2,695万円超	-

②同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件  
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。  
③ひとり親控除  
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。

④勤労学生控除  
勤労学生の合計所得金額要件が、現行の85万円以下から89万円以下に引き上げられます。  
⑤住宅ローン減税  
令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。  
①認定住宅等の新築

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年 ～ 令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和8年 ～ 令和9年	2,000万円		

②認定住宅等である既存住宅

③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年 ～ 令和12年	2,000万円	0.7%	10年

なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳未満の配偶者を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置があります。また、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることとされます。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

### 子どもNISA

NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万円まで、累計で600万円まで利用できます。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出すことができなかったことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てることが可能となります。

### 暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業者を行う者に対して暗

号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、個人所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。

金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

■私募債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。

令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

■ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が、個人でその者のその年分の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超える者に引き下げられます。さらに、税率が22.5%から30%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税について適用されます。

■青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること、この要件を満たす場合、控除額が65万円から75万円に引き上げられます。

また、10万円の青色申告特別控除の対象者から、簡易な簿記の方法により記録している前々年の年収1,000万円を超える事業者が除外されます。令和9年分以後の所得税に適用されます。

■通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用してある場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額（上限は5,000円）を加算した金額となります。

現行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

■食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

■相続税・贈与税関係

■教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止  
1,500万円までの教育資金の一括贈与制度について、令和8年3月31日までとされている取扱いは延長せずに終了することとなります。

■事業承継税制の承継計画の提出期限の延長  
個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末日までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末日までとなります。

■資産税関係

■貸付用不動産の評価

①被相続人等が貸付用不動産を5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

②不動産の小口化商品の対象とされる

■消費税関係

いる貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

■国境を越えた電子商取引

①少額免税の廃止  
従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、通信販売の方法で海外から国内に宛てて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象になります。

②物販に係るプラットフォーム課税の導入  
大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を収受する場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。

③特定少額資産販売事業者の登録制度  
通信販売で、海外から国内宛に発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。

登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

■インボイス制度の経過措置関係

①個人事業者向けの3割特例  
個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年令和10年に含まれる各課税期間について、仕入税額控除の額を課税標準額に對する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に對する消費税額の3割とすることができま

②インボイスがない場合の経過措置  
インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について、令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

期間	控除割合
令和8年10月1日から 令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から 令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から 令和13年9月30日まで	30%

■その他

③免税事業者である一業者からの多額の仕入  
一の課税請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で1億円（現行10億円）を超える場合に、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置による課税仕入れを認めないこととします。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

■軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…  
T I S 税理士法人  
税理士 飯田 聡郎  
TEL 03-5336-1505  
FAX 03-5336-1549  
HP http://www.tida-office.jp/

東京法人会連合会

# 令和8年1月から令和9年3月 無料記帳指導・税務相談のご案内

当会が実施している無料記帳指導・税務相談は、公益法人としての活動の柱の一つである「地域企業の健全な発展に資する事業」として、平成23年度から実施している。

東京税理士会江東東支部のご協力により、毎月中旬に法人会館で午前10時から午後3時(内、1時間は昼食休憩)の各1時間の4枠で予約受付している。

東京税理士会江東東支部所属の税理士との個別相談となる

一人で悩む前に  
まず相談を！



## 令和8年4月から令和9年3月 無料記帳指導・税務相談のご案内

- ◇ 会社設立後間もないなど、専門家に相談しにくい法人のために、法人会と東京税理士会江東東支部が連携して実施しています。
- ◇ 法人会の会員・非会員は問いません。
- ◇ 記帳や税務に関して個別にご相談いただけます。
- ◇ 予約制となりますので、事前に下記へ電話にてお申込ください。
- ◇ お一人様の相談時間は1時間です。

● お問い合わせ・お申込は  
TEL 03-3684-2303 またはメール info@koto-higashi-h.or.jp  
にて江東東法人会 事務局までご連絡ください。

会場：(公社)江東東法人会  
JR亀戸駅(北口)より徒歩5分

～ 日程表 ～	
毎回 10時～15時	
① 10時～11時	② 11時～12時
③ 13時～14時	④ 14時～15時
相当：東京税理士会 江東東支部 所属税理士	
年 月 日 (曜日)	
令和8年4月7日(火)	令和8年5月20日(水)
令和8年6月18日(木)	令和8年7月7日(火)
令和8年8月5日(水)	令和8年9月3日(木)
令和8年10月6日(火)	令和8年11月4日(水)
令和8年12月3日(木)	令和9年1月19日(火)
令和9年2月10日(水)	令和9年3月4日(木)



1対1でたっぷり1時間  
相談できます

ついでに。

会員以外の相談も受付しているの、会社設立後間もない等、専門家に相談しづらい方など、お気軽にお電話でお申し込みください。

# 新規公益事業 「社会・労働保険」講座開催

令和7年度の新規公益事業として、「社会・労働保険」講座を実施した。

この講座は、東京都社会保険労務士会 城東統括支部 江東支部の林良英支部長様のご協力により、同支部所属の社会保険労務士4名が交替で講師となり、令和8年1月19日から3月24日(火)まで全10回開催した。

今回は、会員企業6社から11名が参加した。

第1回目は、「労働法の基礎と事業主が知っておくべき義務」で①労働法の歴史②労働法の基礎知識③事業主が知っておくべき義務等について大田恭生社会保険労務士が解説した。

第2回目は、「就業規則の作成・見直しとハラスメント防止」で①リスクマネジメント体制の確認②労働基準法の基礎知識等について山中浩史社会保険労務士が解説した。

第3回目は、「採用から退職までの労務管理の流れと実務」で①労働条件通知書②社保の加入拡大のポイント等について山中社会保険労務士が解説した。

第4回目は、「労働時間と休日・年次有給休暇の管理と36協定の実務」で①長時間労働の削減②労働基準法の基礎知識③2026年労基法改正ポイント等について山中社会保険労務士が解説した。

第5回目は、「労働保険制度の基礎知識と正しい手続き」で①労働保険の成立手続き②労働保険料の申告・納付等について大鹿奈々絵社会保険労務士が解説した。

第6回目は、「社会保険制度の基礎知識と正しい手続き」で①健康保険・厚生年金保険の全体像②事業主が行う手続き③定時決定(算定基礎届)等について大鹿社会保険労務士が解説した。

第7回目は、「公的年金制度と基礎知識」で①社会保障制度②老齢年金等について杉山恵美子社会保険労務士が解説した。

第8回目は、「給与計算と法廷控除の実務ポイント」で①賃金②労働時間③休憩等について大鹿社会保険労務士が解説した。

第9回目は、「人事評価制度と賃金制度の基本」で①人事評価と賃金制度②賃金制度の考え方③人事評価制度の考え方等について大田社会保険労務士が解説した。

第10回目は、「労務トラブル事例と社労士の活用」で①労務トラブル訴訟事例②社労士の活用法等について大田社会保険労務士が解説した。



熱心に受講する参加者

第 55 回

支部長さんご推薦の店

ハンバーガーレストラン

「TRAVIS BURGER」(トラヴィスバーガー)

亀戸東3支部 小島支部長



小島支部長

亀戸東3支部・小島支部長が推薦する昨年12月にオープンしたばかりのハンバーガーレストラン「トラヴィスバーガー」を訪問した。

オーナーの中田秀孝さんはイタリアンレストランでの経験と人形町にあるグルメバーガーのパイオニアBROZERS本店で店長を務めた経験を活かし、奥様の真理子さんとイ



亀戸天神近くの蔵前通り沿にトラヴィスバーガーがある。駐輪場あり!

タリアンテイストのオリジナルバーガー満載のお店を切り盛りしている。



イタリアンカフェのような落ち着いた店内。オーナーの中田さんと明るく元気な奥様の真理子さん

店内は、全てテーブル席の18席。カフェのような雰囲気です。ゆったりと過ごせて、おひとり様でも居心地が良い。

定番メニューの「ハンバーガー」や「テリヤキバーガー」「モッツアレラチーズバーガー」から「ポロネーゼバーガー」「カルボナーラバーガー」「ポルチーニクリームバーガー」などイタリアンを経験した中田さんのスペシャリティが満載となっている。付け合

テリヤキバーガー 1500円  
パティは全て牛ひき肉とお店で手切りした牛肩ロースを合わせた肉々しさ!



チーズ好きにはこれ! モッツアレラチーズバーガー  
チーズのコクが違います  
1500円

人気NO.2! チーズと卵の  
コクがたまらない!  
イタリアンテイストカルボナーラバーガー 1900円



人気NO.1! イタリアンテイスト  
ポロネーゼバーガー 1900円

わせの「フレンチフライ」と珍しい「トマトのピクルス」にも定評がある!

その他、サイドメニューで「オニオンリング」や「フライドチキン」も人気があり、ドリンクメニューも豊富で、こだわりのコーヒーマシンの類の他、「クラフトビール」などのアルコール類や「黒蜜きなこシェイク」や「チョコバナナシェイク」などのシェイクも大人気だ。



大人気トラヴィスサラダ 1200円。レタスの下にトルティーアが隠れている。フライドチキン1P 360円、オニオンリング650円

バーガーとの相性バツグン!  
左から黒蜜きなこのシェイク、黒蜜抹茶シェイク、季節限定サクラシェイク 各850円



何より、バーガーのバンズは広報誌第468号でお店を

ご紹介した「グリムハウス三好屋」、黒蜜は当会広報委員でもある「侘平野商店」からの提供であり、クラフトビールは同じ通り沿いにある「亀戸ビア」からの提供とのこと。

オーナーのお住まいも大島で、こよなく江東区への愛があらわれているところが嬉しい。中田さんは「当店は地域の皆様にあられるお店を目指しております。唯一無二のハンバーガーを是非お楽しみください!!」とのこと。

住所: 亀戸3-45-14

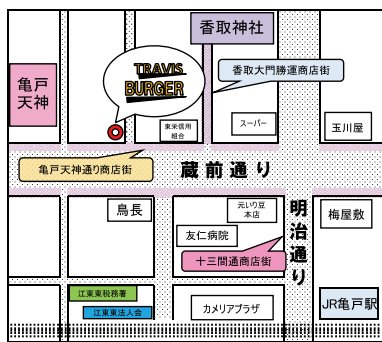
電話: 5627-1919

営業: 月曜、木、日曜、祝日

11時~21時

火曜 11時~16時半

定休日: 水曜日



# 納税証明書はスマホで 請求・受取ができます!

納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマホ・タブレット・パソコンからe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

メリット

1

いつでもどこでも!  
**スマホで完結!**

タブレット  
パソコンでも!



メリット

2

**手数料がお得!**

1税目1年度あたり370円

※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

メリット

3

期間内\*であれば  
**何度でも印刷・使用可能!**

※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。  
※電子納税証明書の場合、e-Taxのメッセージボックスに90日間保存されます。  
その期間内であれば、何度でも使用可能です。

## ▼ オンラインで請求から受取までの流れ ▼

### step 1 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン  
メインメニューの「申請・納付手続を行う」を選択し、「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択。  
※e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/individual>



法人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/Corporate>



### step 2 電子申請

必要事項を入力して送信  
マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与。

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。  
有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続やマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続をお願いします。  
有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式note をご確認ください。



マイナンバーカード  
が必要です!

デジタル庁  
公式noteはコチラ



### step 3 電子発行・受取

メッセージボックスに  
手数料の案内が格納されます。  
インターネットバンキング等で手数料納付後、納税証明書(PDF)をダウンロードできるようになります。



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。  
スマホを利用した納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。  
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。  
代理人の方が、業務として納税証明書の請求を行うことは、税理士法に規定する税務代理に該当します。



国税庁

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/>

詳しい手続の仕方はこちらから

[https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei\\_index.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)



### 源泉部会3月研修会

源泉部会では、去る3月19日(木)に法人会館研修室に於いて、講師に東京税理士会江東東支部所属 保坂桃人税理士をお招きして「**税務調査の事前対策と確認ポイント**」についてご講演をいただいた。

研修会では、会員15名が参加し、講師より税務上誤りやすい科目や、税法に従って正しく処理がされているか等、税務調査において調査官が指摘する箇所や、どのようなポイントを中心に調査が進められるのかを重点的にご講演いただいた。

経理に携わる方には、税務調査の事前チェックの参考になる研修会となった。



税務調査の事前対策と確認ポイントについて説明を受けた

### 部会総会の「報告とご案内」

税務研究部会第55回通常総会が4月21日(火)法人会館において開催された。

講演会では、江東東税務署 法人課税第1部門齋藤喜之祐 括官を講師にお招きし「国税組織について」ご講演をいただいた。

総会では、令和7年度事業報告、決算報告、令和8年度事業計画(案)、収支予算(案)を審議いただき、すべての議案に承認をいただいた。

各部会の総会は次のとおり開催予定となっております。

詳細につきましては、各部会総会ご案内、もしくは事務局までご確認ください。

◎女性部会第59回通常総会  
開催日時 5月20日(水)  
午後3時30分

◎源泉部会第52回通常総会  
開催日時 5月21日(木)  
午後3時30分

◎青年部会第55回通常総会  
開催日時 5月22日(金)  
午後4時

### 第15回 通常総会のご案内

開催日 6月9日(火)

会場 アンフェリシオン

第1部 記念講演会 (午後3時30分)

第2部 第15回通常総会 (午後4時45分)

第1号議案 令和7年度 事業報告承認の件

第2号議案 令和7年度 決算報告承認の件

第3号議案 理事補欠選任(案) 承認の件

報告事項1 令和8年度 事業計画

報告事項2 令和8年度 収支予算

第3部 懇談会 (午後5時55分~同7時30分)

会費 5000円(懇談会参加者のみ)

【お願い】ご出欠に関わらず、同封の委任状ハガキにて日付、ご署名、ご捺印の上、ご投函願います。

### 決算法人説明会

江東東税務署と江東東法人会共催による**決算法人説明会**

が、去る3月18日(水)にカメラリ  
アプラザ研修室に於いて開催  
され約40名が参加した。

説明会では、初めに江東東  
税務署法人課税第1部門齋藤  
統括官より、ご挨拶をいただ  
き、その後、同じく法人課税  
第1部門大久保上席から決算  
期の到来する法人を対象にし  
た「**改正事項**」や「**決算の注**



多くの方にご参加いただいた

意点」など、気を付けたいポイントや消費税関係・源泉所得税関係のほか、電子帳簿保存関係についても資料を基に詳しく説明があった。



▼幼いころ、まだ星が瞬く未明に父に起こされ、眠い目を擦りながら港へ向かいました。車内では母の作ってくれたおにぎりとお茶の匂いがします。父と一緒に行く釣りは子供心に誇らしく特別な冒険のようでした。

▼ポイントへ着くと、凍てつく寒さの中、仕掛けを海に落とし、悴む手でリールを必死に回して釣れたアジが朝日を浴びて黄金色に輝く瞬間は今でも鮮明に覚えています。

▼昨年、父は旅立ちましたが、日立の海を渡る風の中には、今も父の気配を感じるような気がします。父と過ごしたあの時間は、大人になった今でも私にとって原風景となっております。

▼7歳の息子にも心の中に残るこのような体験をさせられたらなと思いつつも、日々の宿題・習い事に一緒になって追われる日常も楽しんでおります。(喜)

# 都税だより

# e-ページ

5月 は自動車税の納期です  
 自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に登録されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

令和8年度の自動車税納税通知書は、5月1日(金曜日)に発送します。

6月1日(月曜日)までにお納めください。

ご納税は、キャッシュレス納税が大変便利です。

## スマホでカンタン、キャッシュレス納税!

### ◆自動車税(令和8年度)◆

納期限 令和8年6月1日(月曜日)

お問合せ先	電話番号
東京都自動車税コールセンター	03-3525-4066



納期内納税にご協力をお願いします

国税庁職員をかたつた不審なメッセージ等にご注意ください!

・国税庁職員をかたり、チャットアプリ(ビジネスチャットツール)を用いて、税務調査について連絡する事例が確認されています。

・国税庁(国税局、税務署を含みます)が、税務調査において、納税者の事前の承諾なしにチャットアプリを使用したりやり取りを行うことはありません。

・身に覚えのないメッセージに対する返信・URLのクリック・添付ファイルの開封等は決して行わないようにご注意ください。

不審なメール等の手口や対策について、IPA安心相談窓口日より「国税庁をかたる偽ショートメッセージサービス(SMS)や偽メールに注意 不審なショートメッセージやメールのURLに触れないで!」(独立行政法人情報処理推進機構のホームページ)をご参照ください。



## 行事予定

### 5月

16日(土)	第50回社会貢献活動「まちをきれいに」	午前9時30分	砂町地区
19日(火)	新設法人説明会	午後2時	法人会館
20日(水)	無料記帳指導・税務相談	午前10時	法人会館
	女性部会 第59回 通常総会	午後3時30分	法人会館
21日(木)	源泉部会 第52回 通常総会	午後3時30分	法人会館
22日(金)	青年部会 第55回 通常総会	午後4時	法人会館
26日(火)	北砂第2、3、4支部合同研修会	午後6時30分	砂町文化センター

### 6月

9日(火)	第15回通常総会		
	第1部 記念講演会	午後3時30分	アンフェリション
	第2部 通常総会	午後4時45分	〃
	第3部 懇談会	午後5時55分	〃
17日(水)	源泉部会・税務研究部会合同研修会	午後3時30分	法人会館
	内容 「令和8年度 税制改正」		
	講師 江東東税務署 担当官		
18日(木)	無料記帳指導・税務相談	午前10時	法人会館
19日(金)	東砂第1支部研修会	午後6時	東砂一、二丁目町会館
22日(月)	決算法人説明会	午後2時	法人会館
26日(金)	南砂第2、第3、新砂支部合同研修会	午前10時30分	南砂西地区集会所

### 7月

7日(火)	無料記帳指導・税務相談	午前10時	法人会館
21日(火)	理事・監事・委員会・部会合同役員会	午後4時	亀戸天神社

◎各種研修会・説明会には、当会に入会されていない法人および一般の方の参加も可能です。お問い合わせは事務局まで。☎03-3684-2303

管内法人数 4,143社 法人会員数 1,215社 加入率 29.33% (令和8年3月31日現在)

バックナンバーはホームページをご覧ください。 <https://www.koto-higashi-h.or.jp/>



GREEN PRINTING APP  
 P-810031  
 この印刷物は、環境に配慮した  
 原料と工場で製造されています。